

8. 危険物・防災・保安分野

<p>危険物・防災・保安 (1)</p>	<p>保安法令の重複適用の排除</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管するので、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受ける。 例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態なので、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行わなければならない。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。) こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなり、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>装置を構成している個々の機器・設備が、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 早期に措置することが困難な場合は、少なくとも、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用すべきである。 そのためには、まず改造・増設を伴わない変更(維持補修等)について、法令の重複適用を解消すべきである。 さらに、以下の点についても検討すべきである。 ①設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ②技術的事項(設備設置、検査等)に関する法令の性能規定化 ③国際整合性のとれた保安規制の整備</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法による現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的にそぐわない。 「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安4法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においても、「再度(中略)検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る」とされている。 一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続きが簡素化され、負担が軽減される。また、形式規定から性能規定へと変更することで民間企業の先端技術を用いることが可能になり、規制を国際的に整合性がとれたものにする事で事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

<p>危険物・防災・保安 (2)</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進</p>
<p>規制の現状</p>	<p>防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術の導入を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせた防災体制の高度化を図ることができない。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においても、防災資機材については、随時必要に応じた見直しを行う等により、可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしており、早急に性能規定化を進めるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第7～13条、15条、16条、19条、20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (3)</p>	<p>1-S型泡放射砲のリング火災への適用</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。複数の3点セットを保有する場合、2セット目以降については、1-S型泡放射砲を大型高所放水車と代替することが認められているが、1セット目からの適用は認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>リング火災の消火に対して、1セット目から大型高所放水車の代替として、1-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効率的な消火が困難である。</p> <p>1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。海外における実証事例では、消火に要する時間は、2～3分という結果もある。</p> <p>また、1セット目からの適用に関して、防災要員がタンク上部に上がる際の安全性については、耐熱服を着用した場合の輻射熱の影響について実験データを得ており、また機材の設置についても、安全装置を備えたリフター設置の実験を実施しており、1-S型泡放射砲による迅速かつ着実なリング火災の消火は可能と考えられる。</p> <p>なお、消防庁「石油コンビナート等防災体制検討会」(2003年10月20日)は、1-S型泡放射砲の1セット目からの適用については、今後の技術革新または開発の動向に応じて、今後とも技術的な検討を継続していくこととする、という答申を纏めている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第8条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (4)</p>	<p>労働安全衛生法の認定制度における自主検査の導入</p>
<p>規制の現状</p>	<p>労働安全衛生法の認定制度の性能検査は性能検査代行機関が行うこととされており、事業者が自主検査で判断することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>労働安全衛生法に定める認定制度に自主検査を導入し、自主検査を基本としている高圧ガス保安法の認定制度との整合を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事業所の安全管理、設備管理は装置ごとに行っているが、検査主体は装置を構成する設備毎に異なるため、事業所運営の効率低下を招いている。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「一定の安全基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討する」とされているが、明確な時期や内容が示されていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法ボイラー及び圧力容器規則第38条、第40条、第75条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

<p>危険物・防災・保安 (5)</p>	<p>消防法の認定制度の範囲拡大ならびに自主検査の導入</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①範囲の拡大 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1,000kl未満のタンクに制限されている。 ②自主検査の導入 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>①範囲の拡大 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張り検査および保安検査まで拡大すべきである。 ②自主検査の導入 さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。 当面の措置として、事業者の検査結果で問題がない場合は、その時点で施設の仮使用を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。 経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会の最終報告(2000年11月)でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることとなっており、整合化を図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」(平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (6)</p>	<p>引火性液体危険物の定義の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「GHS化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>世界各国(英、仏、独、蘭、米等)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが嵩み、負担となっている。『『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について』(2005年8月12日)では「日本における危険物保安の観点」から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (7)</p>	<p>タンク底板溶接部検査の省略</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>タンクの保安検査、内部点検は、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または一度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(2005年8月12日)では、溶接部欠陥が「今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する」とされている。しかし、応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出し入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても、100年要するとの結果が得られている。</p> <p>また、同回答では「保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある」とされているが、そのような事実は認められていない。</p> <p>海外においては、タンクの溶接部を定期的に検査している国はなく、タンク製作時に全溶接線を一括して検査しているだけである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防危第56号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (8)</p>	<p>消防法および高圧ガス保安法が重複適用される 安全弁の分解検査周期の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>消防法が適用される安全弁の分解検査周期が1年であることに対して、高圧ガス保安法が適用される安全弁の分解検査周期は2年(機器によっては4年)となっている。したがって、両法規が重複して適用される安全弁の分解検査周期は、短い方の1年となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>高圧ガス保安法および消防法が重複適用される安全弁の分解検査周期は、高圧ガス保安法の周期である2年とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>高圧ガス保安法においては、安全弁の分解検査周期は、2年(機器によっては4年)となっており、消防法においても整合をとるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第14条の3の2 高圧ガス保安法第35条の1 コンビナート等保安規則第14条 製造施設の位置、構造及び設備ならびに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める規則第14条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁 経済産業省原子力安全保安院保安課</p>

<p>危険物・防災・保安 (9)</p>	<p>自主的に設置する消防用設備等における点検基準の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>山頂無線中継局舎等は消防法施行令第13条で定める自動消火設備(不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等)を設置しなければならない施設には該当していない。 しかしながら、消防法施行令第13条に該当しない山頂無線中継局舎等であっても、事業者が自主的に自動消火設備を設置している場合がある。 この場合、自主的に設置した消防設備にも拘わらず、消防庁告示第9号と第14号に基づき点検を実施するよう指導されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>消防法および消防法施行令に基づく消防用設備等の設置・維持基準を既に満足している施設において、さらに自主的に設置した自動消火設備等の消防用設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)で実施できるよう点検基準を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>「消防用設備等の設置基準」に基づいて当該消防用設備を設置するうえに、自主的に自動消火設備等の消防用設備を設置している施設がある。当該消防用設備は告示の点検基準に基づき点検を実施し、消火性能等の維持に努めていることから、自主的に設置している自動消火設備等の消防用設備の有無に関わらず、既に消防法および消防法施行令の規定を満たした消火性能等を有する施設になっている。 そのため、自主的に設置した自動消火設備等の消防用設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)に基づいて設置者責任による点検を実施することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第17条、第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 消防法施行令第8条～第29条の4 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日消防庁告示第9号) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁</p>